

未熟児養育医療給付を申請されるかたへ

未熟児養育医療の給付は、身体の発育が未熟なままで生まれ、入院を必要とするかたに対して、その治療に必要な医療費を公費で一部負担することで、乳児の健康管理と健全な生育を図る事を目的としています。お子さんの退院前に、柏市母子保健課へご申請ください。

1. 制度説明

(1) 対象者

柏市内に住所を有する未熟児で、次に掲げるいずれかの条件を満たし、医師から入院による未熟児養育が必要と認められたお子さんが対象となります。

- 出生時体重2,000グラム以下
- 生活力が特に薄弱であって問題となる症状を示している（詳細は市HPをご参照ください）。

(2) 助成対象となる医療

養育医療券を医療機関に提示することで、助成対象医療（診察・薬剤または治療材料の支給・医学的処置・手術及びその他の治療・病院又は診療所への入院及び診療に伴う世話その他の看護・移送など）に対する医療機関窓口での支払いを一時的に市が公費負担します。

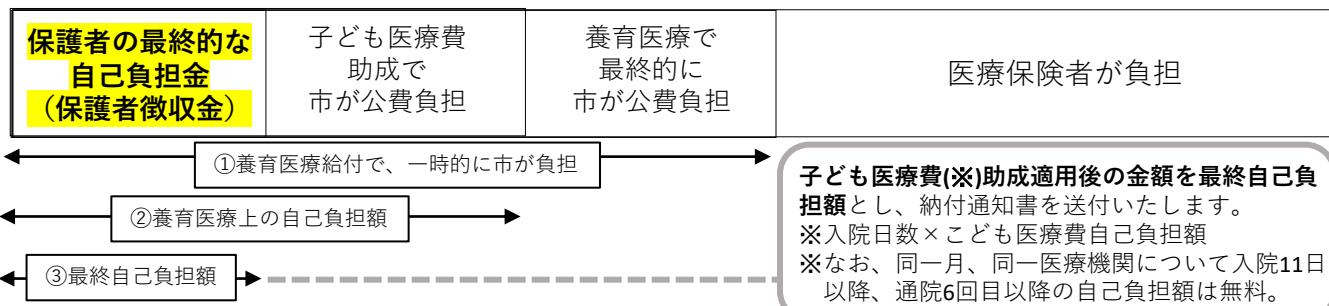
※おむつ代など保険適用外のお支払いは窓口で発生します。

※医療費の助成は指定医療機関での入院における治療に限られます。

(3) 自己負担金 ※世帯の市町村民税額に応じて一部自己負担金が生じます。

(2)で一時に市が公費助成した医療費等に対して、お子さんの退院後、世帯の市町村民税額に応じて決定した一部自己負担額（保護者徴収金）を通知いたします。

なお、当制度は子ども医療費助成制度と併用が可能です。こども医療費助成制度適用後の最終的な自己負担金の納入通知書をご自宅に郵送いたしますので、納付してください。



2. 手続きの流れについて

未熟児養育医療の助成制度は複雑であるため、以下に流れを示します。

申請されるかた（保護者）の動き

- ①医療機関へ意見書の作成依頼
- ③柏市母子保健課へ申請（お子さんの退院前）
- ④保健師聞き取り（窓口・電話）

2週間程度（医療機関に申請した旨ご報告ください）

- ⑦審査結果/養育医療券收受（窓口・郵送）
- ⑧医療機関へ養育医療券提示

2ヶ月～半年程度

- ⑫保護者徴収金について通知の收受。
※同封する納入通知書で市へ納付してください。

柏市・医療機関の動き

- ②（医療機関）意見書作成

- ⑤（市）審査

- ⑥（市）審査結果通知/養育医療券交付

- ⑨（医療機関→市）医療費の請求
- ⑩（市→医療機関）医療費の支払い

- ⑪（市）保護者徴収金の請求

3. 申請手続きについて

以下の必要な書類等をご準備のうえ、柏市母子保健課へ、お子さんが退院する前に申請してください。窓口か郵送で申請可能です。

書類不備のものは受理できませんので、以下必要書類をご熟読の上ご準備ください。

(1) 持参する書類等【郵送申請時は写しを同封】

	必要なもの	備考
1	<p>お子さんの医療保険の資格情報が確認できるもの</p> <p>以下の記載があるか確認をしてください</p> <ul style="list-style-type: none">・被保険者名 ・記号と番号 ・資格取得日・保険者番号 ・保険者の名称(支部名)	<p>【以下のいずれか1点】※被保険者名の記載がない場合は被保険者分もご提出ください</p> <p>・現在保険申請中であると証明できる書類 (健康保険被保険者証明書) ◀推奨 保険証等が完成する前に申請取得できる書類です。</p> <ul style="list-style-type: none">・資格確認書・資格情報のお知らせ・マイナポータルの保険情報画面を印刷したもの
2	世帯全員分 の個人番号が確認できるもの	【以下のいずれか1点】 <ul style="list-style-type: none">・個人番号カード（マイナンバーカード）・個人番号が記載された住民票の写し・個人番号が記載された住民票記載事項証明書
3	申請者の身元確認書類	【以下のいずれか1点】 <ul style="list-style-type: none">・個人番号カード（マイナンバーカード）・運転免許証・旅券（パスポート） 【補足】 <p>上記顔写真付き書類の提示が困難な場合は、健康保険証や年金手帳や官公署から発行・発給された書類であって、氏名、生年月日または住所が記載されているもの2点以上。</p>

(2) 記入（作成依頼）する書類【郵送申請時も原本提出】

※様式は柏市母子保健課窓口か、下記二次元コードリンク先で取得いただけます。

	必要なもの	備考
1	養育医療給付申請書	保護者が記入してください。
2	養育医療に係る 子ども医療費助成金交付申請書	保護者が記入してください。
3	世帯調書	保護者が記入してください。
4	養育医療意見書	指定医療機関の医師が記入するものです。 (有効期間 3か月以内)

(3) その他状況に応じて必要な書類

	必要なもの	備考
1	世帯全員分の（非）課税証明書 【（非）課税証明書の年度の1月1日時点で柏市に住民票がないかた】	※用意する年度に注意してご準備ください。 4~6月 に申請するかた：前年度の（非）課税証明書 7~3月 に申請するかた：当該年度の（非）課税証明書 ※源泉徴収票は使用できませんのでご注意ください。
2	保護受給者証明書 【生活保護世帯のかた】	取得時の使用目的は「養育医療申請のため」としてください。
3	委任状（郵送時不要） 【申請者以外が申請書を持参される場合】	「申請者が父、持参するのが母」等の場合に必要となります。

4. 問い合わせ・申請先

柏市こども部 母子保健課 地域保健担当

柏市柏下65番地1（ウェルネス柏3階） 電話番号：04-7167-1257

申請様式の取得など、詳細はこちらからご確認いただけます▶

